

令和5年度第2回清川村国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和5年8月2日（水）午後3時00分～午後3時40分
場 所 清川村役場庁舎4階住民センター集会室

出席者 第1号 被保険者を代表する委員
橋本直人委員、今野清美委員
第2号 国民健康保険医または国民健康保険薬剤師を代表する委員
植木公一委員
第3号 公益を代表する委員（村議会委員）
藤田義友委員、城所英樹委員
事務局 税務住民課 杉山洋正課長、小島巨希子主幹

欠席者 第2号 国民健康保険医または国民健康保険薬剤師を代表する委員
渡邊南穂委員

1 開 会（杉山課長）

- ・ 本日は渡邊南穂委員が欠席となっている。
- ・ 本日の出席委員は、運営協議会規則第1条の定数を満たしていることから、会議を開催する。
- ・ 運営協議会規則第7条第1項に定める会議録署名人については、城所会長のほか、従前の取り決めのとおり、出席者の中から藤田委員にお願いする。

2 会長あいさつ（城所英樹会長）

- ・ 本日の会議内容は、令和4年度清川村国民健康保険事業特別会計決算見込みとなっている。本日の会議も円滑に進むよう委員の皆さんのご協力をお願いしたい。

3 議題

- (1) 令和4年度清川村国民健康保険事業特別会計決算見込について
- ・ 資料1、資料2により事務局説明。

(会長)

事務局からの説明があつたが、委員から何か質問はあるか。

(委員)

保険料の不納欠損について、村内の対象者は例年と同じ人か。生活保護と同等に生活に困っている人もいる。保険料は税と違い、2年で時効となるので、しっかり調査等を行い、生活保護の対象となるような場合には、制度を利用するような体制を取っていただきたい。

(事務局)

生活困窮が理由の人は、例年と同じ方もおります。対象者には、面会等で現在の生活状況を聞き取っていますが、その後、預貯金や財産等の調査を行ったうえで、滞納処分が不可能という場合に不納欠損としています。生活保護についてはご意見ありがとうございます。

(委員)

時効が2年の保険料ではすぐに不納欠損となってしまいが、時効が5年の保険税にしないのは何故か。

(事務局)

保険税は条例で定めた保険料となり算定に裁量がありませんが、保険料の場合は毎年、基金を活用するなどして金額の高騰を抑制することができ、加入者にとって利点となるため、保険料を採用しています。

(会長)

その他、質疑はないようであるが、令和4年度決算見込みについて異議はあるか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしにつき、議題1「令和4年度清川村国民健康保険事業特別会計決算見込について」は原案のとおり承認する。

(2) その他

(事務局)

マイナンバーカードと保険証の一体化について説明いたします。マイナンバーカードをお持ちの方が保険証として紐づけることで、一体化するというものです。詳細について、まだはっきりと決定していませんが、現時点では年に一度更新している保険証を来年度からは交付しないということになっています。

ただし、マイナンバーカードをお持ちでない方や紐づけされていない方もいらっしゃいますので、そのような方には申請をしていただき、「資格確認書」を無償交付することで、従来どおりの自己負担額で診療等を受けていただけます。

詳細が決まりましたら、委員の皆様にもお知らせいたします。

二点目です。今年度に策定する予定の第2期データヘルス計画ですが、7月から計画に使用するデータを国民健康保険団体連合会から取得し、計画の内容について、アドバイザーの先生からご意見をいただきながら、事務を進めています。

委員の皆様には、次回の運営協議会で素案をご覧いただき、ご意見を頂戴する予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

4 閉 会

- ・ 今回ご審議いただいた内容で、8月8日に実施される決算審査にて、監査委員に説明した後、9月議会定例会において決算認定を受けるための議案を提出させていただきますのでご承知おきください。
- ・ 今年度3回目の協議会は、令和6年度予算の審議になりますが、年明け2月中旬に開催させていただく予定です。会長を始め委員の皆様と日程調整の上、開催をさせていただきますのでよろしく願いいたします。
- ・ それでは、本日予定の議題等がすべて終了いたしましたので、令和5年度第2回清川村国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。